

令和 7 年度清掃事務所会計年度任用職員募集要項

- 1 職名
ごみ収集補助員（繁忙期等）

- 2 募集期間

任用開始日	募集期間
7 月 1 日任用	令和 7 年 5 月 1 3 日（火）～令和 7 年 5 月 3 1 日（土）
8 月 1 日任用	令和 7 年 5 月 1 3 日（火）～令和 7 年 7 月 1 日（火）
9 月 1 日任用	令和 7 年 5 月 1 3 日（火）～令和 7 年 8 月 1 日（金）
1 0 月 1 日任用	令和 7 年 5 月 1 3 日（火）～令和 7 年 8 月 3 0 日（土）

- 3 募集方法
ホームページへ募集記事を掲載します。

- 4 募集人数
1 5 人程度

- 5 選考方法
書類審査・面接

- 6 応募資格
資格・国籍・年齢の要件は設けていません。
（国籍は問いませんが、日本語で業務ができるかた。）
なお、下記（１）～（４）のいずれかに該当するかたは受験できません。
（１）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
（２）目黒区において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
（３）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
（４）現に他に職業を有しているため、職員となることにより、その合計労働時間が労働基準法（昭和 2 2 年法律第 4 9 号）に定める労働時間（1 日 8 時間又は週 4 0 時間）を上回ることとなる者
また、目黒区の会計年度任用職員の職を同時に 2 つ以上兼ねることはできません。

- 7 職務内容
区内のごみ収集作業

なお、災害発生時や感染症対応等の緊急を要する業務が発生した場合は、勤務時間の範囲内で災害対応業務等の上記以外の業務に従事することがあります。また、同一勤務場所（課）において、係間での応援業務等が発生した場合は、当該業務に従事することがあります。

8 職務系又は職種
技能系

9 雇用期間

令和7年7月1日から令和7年10月31日までの間の4月以内（任期については、申込時にご相談ください）

なお、再度の任用制度により、次年度に同一の職務内容の職が設置された場合に、能力実証に基づき任用されることがあります。ただし、業務の見直しによる職の廃止やその他の合理的な理由により、再度の任用を行わない場合もあります。

10 勤務日及び休日

月曜日から土曜日の間で週5日以内（日曜日、祝日を除く月20日以内）

11 勤務時間

1日の勤務時間 7時間45分

午前7時40分から午後4時25分まで（午前11時30分から午後0時30分までの休憩1時間を含む）。

12 勤務場所

目黒区清掃事務所

所在地

目黒区目黒本町二丁目13番19号

※敷地内禁煙（屋外喫煙所1か所あり）

13 報酬額等

時給約1,524円（地域手当相当額を含む）

採用されるまでに給与改定等が行われた場合は、その定めるところによります。

その他に条例の定めるところにより通勤手当相当額、特殊勤務手当相当額等を支給します。

報酬の支給日は、翌月15日です。ただし、15日が土曜日の場合は前日に、日曜日の場合は直前の金曜日に、また祝日の場合は直前の平日とします。

14 服務

地方公務員法上の一般職の非常勤職員となるため、服務に関する規定（信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務等）が適用され、かつ懲戒処分等の対象となります。

15 災害補償

公務上又は通勤による災害に遭遇した場合は、労働者災害補償保険法又は特別区非常勤職員の公務災害補償等に関する条例により補償されます。

16 社会保険及び雇用保険の適用

雇用日数に応じて厚生年金、健康保険及び雇用保険が適用される場合があります。

（1）加入する健康保険

東京都職員共済組合

（2）任意継続

退職後に任意継続組合員となるためには、退職日の前日まで引き続き1年以上組合員である必要があります。（任用期間が4月1日から翌年3月31日までの1年間では任意継続組合員になれません。再度の任用等により共済組合員期間が1年を超える必要があ

ります。)

17 被服貸与

必要数の被服を勤務初日に貸与します。

18 応募方法

申し込みの際は、19 問い合わせ先に記載の電話番号へご連絡ください。

面接日程を調整いたします。

また、面接日には、下記提出書類をご持参ください。

提出書類

履歴書（6 月以内の撮影写真添付）

※ご提出いただいた履歴書は返却いたしません。

19 問い合わせ先

郵便番号 1 5 2 - 0 0 0 2

目黒区目黒本町二丁目 1 3 番 1 9 号

目黒区清掃事務所

電話番号 0 3 - 3 7 1 9 - 5 3 4 5（直通）

受付時間 月曜日から土曜日 午前 8 時 3 0 分から午後 4 時 3 0 分まで

以 上